

令和 4 年度介護職員処遇改善加算の分配金について

支給対象者：

特養及びデイサービスの介護職員（常勤職員・非常勤職員）

賃金改善実施期間：

令和 4 年 6 月 から 令和 5 年 5 月（保険請求から 2 か月後に入金のため）

対象介護保険収入算定月：

令和 4 年 4 月 から 令和 5 年 3 月

加算収入予定額：

15,311,544 円（令和 3 年度稼働予想から）

支給方法：

(1-1) 介護職員処遇改善加算分配金として支給 月額：15,000 円（但し、常勤換算 1 に対して） ※令和 5 年 3 月給与支給時に、介護報酬費の変動分等を調整したうえで支給。そのうえで再調整が必要な場合は、令和 5 年 5 月給与支給時に行うものとする。 ※基準日は毎月月末。対象期間は介護保険算定月。 （例：6/25 給与支給時は、基準日 6/30 ・ 対象期間は 4/1～4/30）
(1-2) 介護職員処遇改善加算分配金（介護福祉士資格手当）として増額支給 月額：3,000 円
(1-3) 介護職員処遇改善加算分配金（夜勤手当）として増額支給 1 回：500 円
(2) 賞与として支給 6 月・12 月期賞与に 3,000,000 円を充当
(3) 常勤の基本給昇給分として支給 ※給与改善期間（平成 24 年 4 月から令和 4 年 4 月）の昇給分
(4) 年末年始手当（12/30～1/3） 日勤 1 日：3,000 円 夜勤 1 回：4,000 円
(5) 分配した額に対する事業主負担分社保料増加分 14%を差し引き支給

※ 常勤換算とは、常勤職員が勤務する時間数を「1」として算出する。

職場環境等の改善に対する取り組み：

- ① 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらず採用希望者へは面接等を実施。
- ② Zoom 等利用し、研修への積極的に参加を推奨。
- ③ 時間単位での有給休暇の取得が可能。
- ④ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、職員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施（定期健康診断、ストレスチェックは勤務時間に関係なく直接雇用者へ実施。）
- ⑤ ICT 活用（タブレット端末の活用等）による介護職員の事務負担軽減、利用者情報の蓄積、情報共有も含めた業務省力化。
- ⑥ 職業体験の受入れ地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施（中学、高校生の職業体験の受入れ、家族介護教室の開催など）
- ⑦ 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施（小学生との交流会、幼稚園や小学校の運動会の見学、施設主催の祭りの実施）

※地域交流等については、例年の取組ではあるが、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえて検討。